⑶　使用及び保管に関する事項
⑷　アフターサービス及び苦情処理に関する事項
⑸　その他必要事項

2　事業者は、仏壇を一般消費者に販売する場合は、前項の取扱説明書を交付しなければならない。

（保証書の必要表示事項）

第７条　事業者は、仏壇について保証書を作成する場合は、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　保証書である旨
⑵　商品名
⑶　保証者の住所、氏名又は名称及び電話番号
⑷　保証期間
⑸　保証内容
⑹　無料修理等の受付窓口の住所、氏名又は名称及び電話番号
⑺　保証を受けるための手続
⑻　保証の適用除外に関する事項
⑼　保証を受けるための条件
⑽　その他必要事項

（希望小売価格の表示）

第８条　製造業者等が希望小売価格を表示する場合は、施行規則で定めるところにより表示するものとする。

（仏壇本体の必要表示事項）

第９条　製造業者等又は販売業者は、自己の供給する仏壇の本体に、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　商品名
⑵　原産国
⑶　製造業者等若しくは販売業者の住所、氏名又は名称及び電話番号

（広告における必要表示事項）

第10条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、仏壇に関する商品広告を行うときは、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる仏壇の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　金仏壇　次に掲げる事項
ア　商品名
イ　正面表面仕上げ
ウ　原産国
エ　外形寸法
オ　事業者の氏名又は名称及び住所
カ　販売価格

⑵　唐木仏壇　次に掲げる事項
ア　商品名
イ　正面表面材
ウ　原産国
エ　外形寸法
オ　事業者の氏名又は名称及び住所
カ　販売価格

⑶　その他の仏壇　当該仏壇の特性に応じ、前二号のいずれかの規定を準用する。

（二重価格表示の制限）

第11条　事業者は施行規則で定めるところにより、自店販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示（割引率又は割引額を表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。）しようとする場合には、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を、比較対照価格に用いること。
⑵　最近時の市価よりも高い価格を市価として比較対照価格に用いること。
⑶　既に撤廃されたメーカー希望小売価格を比較対照価格に用いること。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、二重価格表示をする場合は「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年６月30日公正取引委員会）」により表示しなければならない。

（特定用語の使用基準）

第12条　事業者は、仏壇の品質、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用して表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　完全を意味する用語　「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところのない意味の用語は、施行規則で定める場合のほかは、使用してはならない。
⑵　優位性、最上級等を意味する用語　「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。
⑶　認定、推奨等を意味する用語　公共的機関その他の団体の認定、賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、その内容、期間及び団体名を付記しなければならない。ただし、公知のもので一般消費者に誤認されるおそれのないものにあっては、この限りでない。

（特定事項の表示基準）

第13条　事業者は、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　写真等と販売価格の併用　写真、イラスト等とその販売価格（希望小売価格を含む。）を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商品名とその販売価格とを対応させて明瞭に表示すること。
⑵　競合製品との比較表示　次に掲げる事項
ア　外観、取引条件等について、競合する製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示すること。
イ　自社の既往製品との比較表示をする場合は、直近の製品との比較に限ることとし、自社製品との比較である旨及び比較対照する商品名を明示すること。

（不当表示の禁止）

第14条　事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　第４条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑵　特定商品にのみ適用する製造方法、仕様等による品質の向上について、あたかも他の商品のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑶　外観等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑷　外国で製造した仏壇について、あたかも国内若しくは当該製造国以外の国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示又は国内で製造した仏壇について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑸　「完ぺき」、「最高級」等の用語を第12条の規定に基づかないで使用することにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑹　自己の扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑺　実際に販売する仏壇と異なる他の仏壇についての絵、写真、映像等を使用し、又は品質等について著しく誇張する絵、写真、映像等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑻　保証書の保証事項について、実際には部分保証であるにもかかわらず、全体の保証であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑼　保証書の保証期間又は保証内容が実際には個々の商品により相違があるにもかかわらず、全商品が同一の保証期間又は保証内容であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑽　アフターサービス及び保証書の内容について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑾　表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、あたかも当該表示された販売価格で購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑿　実際には表示された販売価格に含まれていない付属品、サービス等について、あたかも当該表示された販売価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⒀　割賦販売の表示について、頭金、支払回数、支払期間、金利、支払総額、割賦手数料等が実際のものよりも有利であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示